

更に魅力ある制度へリニューアル!

無担保・無保証人制度

アドリブス 3000



最大3,000万円

最大36ヶ月の
期日一括返済

迅速審査

連帯保証人不要
(法人代表者を含めて不要)

島根県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づく公的な機関です。
中小企業の皆様が金融機関から事業資金を調達される際の公的な保証人となり、企業の発展をサポートします。
安心してご利用ください。



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会

無担保・無保証人制度

アドバン 3000

2024年2月1日時点

資金使途	事業資金(運転資金および設備資金)
融資限度額	3,000万円(運転資金・設備資金を合わせて月商の3ヶ月分の範囲内とする) 但し、本制度を同額以下で借換える場合は除く
融資期間	36ヶ月以内
融資形式	手形貸付または証書貸付
融資利率	固定金利 年2.50%以下
返済方法	期日一括
連帯保証人・担保	不要(法人における代表者の保証人参加も不要)
信用保証料率	年0.45%~1.35%(責任共有対象外の場合、年0.50%~0.91%)

●ご利用いただけるお客様

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす事業者。

- ①島根県内に住所または事業所を有する法人または個人事業主で、同一事業(保証対象業種)を1年以上営んでいること。
- ②貸借対照表および損益計算書を作成していること。
- ③許認可を必要とする業種は、許認可を取得していること。
- ④電子交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと。
- ⑤既存貸出金に延滞がないこと。
- ⑥求償権関係者(代表者含む)でないこと。
- ⑦保証申込直前期の決算書におけるCRD*を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること。

※CRD=中小企業信用リスク情報データベース 中小企業の財務データ等を収集・蓄積した経済産業省・中小企業庁主導による大規模データベース。

詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

金融機関使用欄

(連絡先の記入や名刺の貼付欄としてお使い下さい)



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会



<https://www.shimane-cgc.or.jp/>

ホームページ / 経営支援事例をWebで公開中

<http://hosiokyo.shimane-cgc.or.jp/>



本店営業部 〒690-8503 島根県松江市灘町1番地7(松江プラザビル)

TEL. 0852-22-2837 FAX. 0852-22-3075 E-mail: hosyo@shimane-cgc.or.jp

出雲支店 〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地

TEL. 0853-21-4998 FAX. 0853-21-4858 E-mail: izumo@shimane-cgc.or.jp

浜田支店 〒697-0027 島根県浜田市殿町83番地50

TEL. 0855-22-0833 FAX. 0855-22-3309 E-mail: hamada@shimane-cgc.or.jp

益田支店 〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町10番地6

TEL. 0856-22-4567 FAX. 0856-22-4568 E-mail: masuda@shimane-cgc.or.jp

何でも相談ホットライン

電話番号・
FAX番号(共通)



0120-40-5471

当協会をご利用中でない方、
創業予定の方でも無料でご利用いただけます。
お気軽にご相談ください。